

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

○健全化判断比率及び資金不足比率とは

平成 19 年度に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政の健全性を示すために定められた指標で、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標と公営企業会計を対象とした「資金不足比率」があります。

○豊橋市の6年度決算の状況

6年度決算に基づく算定結果は下記のとおりです。実質公債費比率及び将来負担比率は、5年度決算に比べ数値が上昇しましたが、各比率についてはいずれも基準を下回っており、引き続き財政の健全性は保たれています。

・健全化判断比率

区 分	豊橋市の数値		早期健全化基準 (本市における基準)	財政再生基準
	令和5年度	令和6年度		
実質赤字比率	— (3.76%)	— (1.99%)	11.25%	20.0%
連結実質赤字比率	— (31.26%)	— (24.44%)	16.25%	30.0%
実質公債費比率	5.1%	5.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	27.1%	27.5%	350.0%	

※「豊橋市の数値」欄の「—」表示は実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示し、
()内は黒字の比率を参考として記載しています。

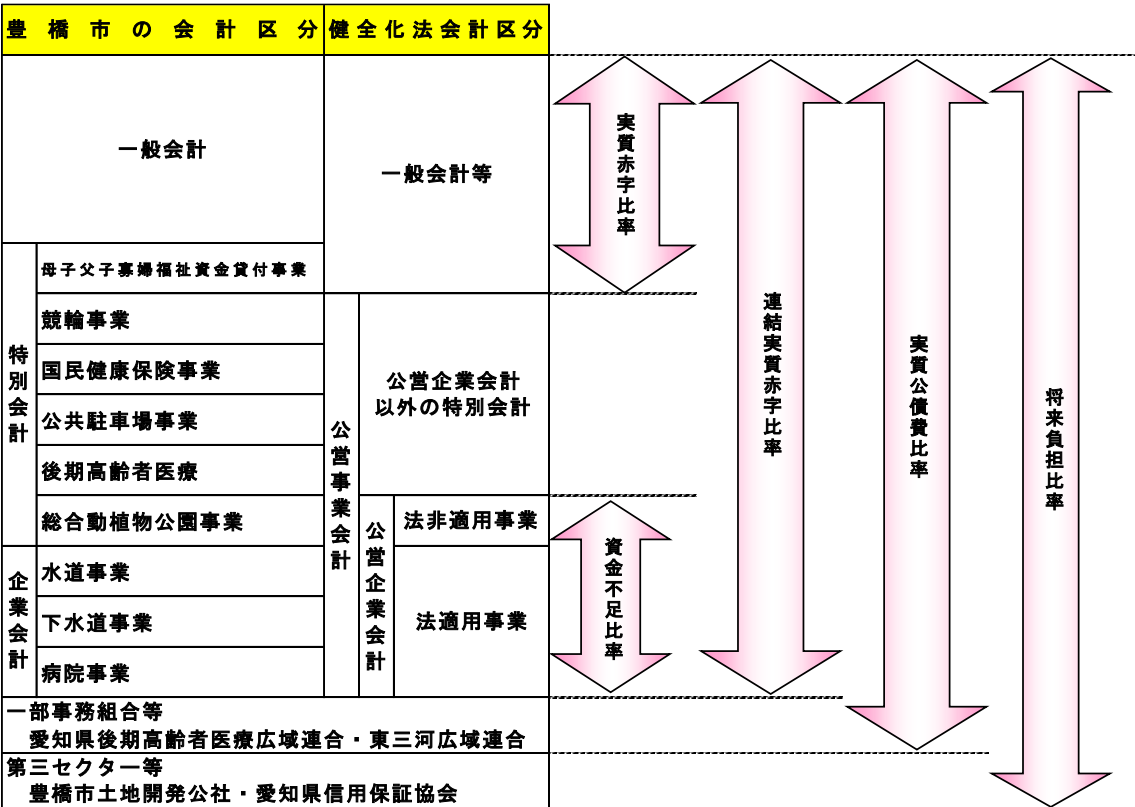
・資金不足比率

会計の名称	豊橋市の数値				経営健全化 基準
	令和5年度		令和6年度		
		資金剰余額（千円）		資金剰余額（千円）	
水道事業会計	－	1, 709, 820	－	1, 938, 271	20. 0%
下水道事業会計	－	2, 769, 002	－	2, 956, 130	
病院事業会計	－	13, 762, 461	－	11, 216, 733	
総合動植物公園事業特別会計	－	0	－	0	

※「豊橋市の数値」欄は資金不足額がないため「—」となっていますが、資金剰余額については上記のとおりです。

○会計区分

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲は、以下のとおりです。



○健全化判断比率

次の4つの比率の状況から、財政の健全度を判断する基準として「早期健全化基準」「財政再生基準」が設けられています。

1. 実質赤字比率

R5：実質赤字額なし（3.76%）⇒ R6：実質赤字額なし（1.99%）

（ ）内は黒字の比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質赤字比率＝
$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち公営事業会計を除いた会計の実質赤字の額

＊一般会計等の実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。
参考に黒字の比率は、実質収支額の減少により5年度の 3.76%に比べ6年度は 1.99%と 1.77 ポイント減少しました。

2. 連結実質赤字比率

R5：連結実質赤字額なし（31.26%）⇒ R6：連結実質赤字額なし（24.44%）

（ ）内は黒字の比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額＝（実質赤字額と資金不足額の計）－（実質黒字額と資金剰余額の計）
実質赤字（黒字）額＝一般会計及び特別会計の実質赤字（黒字）額の合計
資金不足（剰余）額＝公営企業の資金の不足（剰余）額の合計

＊一般会計、特別会計の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じておらず、連結赤字比率は該当ありません。

参考に黒字の比率は、一般会計及び病院事業会計の資金剰余金の減少などにより5年度の31.26%に比べ6年度は24.44%と6.82ポイント減少しました。

3. 実質公債費比率

R5：5.1%⇒ R6：5.7%

一般会計等が負担する元利償還金及び他会計繰出金のうち償還金に充てたものなど、公債費に準ずるものの標準財政規模を基本とした額に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金等}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税算入額})}{(\text{3か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る交付税算入額})}$$

- ・元利償還金等：元利償還金のほか、他会計繰出金のうち償還金に充てたもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど

＊6年度数値（3か年平均）は、今回の算定から除外される3年度単年度数値と比べ、元利償還金等に係る交付税算入額の減少や元利償還金等の増加などにより5年度数値（3か年平均）から数値が上昇しました。なお、6年度単年度数値については標準財政規模の増加などにより前年度に比べ0.1ポイント改善しています。（R5：5.95%→R6：5.85%）

4. 将来負担比率

R5：27.1%⇒ R6：27.5%

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る交付税算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

将来負担額：将来償還すべき地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担予定額、第三セクター等の負債の負担見込額などの合計

＊6年度数値は、地方債残高の増加に加え、充当可能基金が減少したため、5年度数値に比べ0.4ポイント上昇しました。

○資金不足比率

1. 資金不足比率

R5：資金不足額なし ⇒ R6：資金不足額なし

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：流動負債－流動資産（法適用）、
繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額（法非適用）
- ・ 事業の規模：営業収益－受託工事収益

* 各公営企業において資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当ありません。なお、資金剰余額の合計は前年度より 2,130,149 千円減少しています。

○用語説明

・健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。このうちのいずれかが一定の基準以上となった場合、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、その団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

・実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

・実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき繰越明許費等の財源を控除した額をいいます。

・標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

なお、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債）の発行可能額も含まれています。

・連結実質赤字比率

公営事業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもので、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

・資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

・実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び他会計繰出金のうち償還金に充てたものなどの標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもので、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ）。

- 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や、将来支払う可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

- 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

- 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

- 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

- 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。